IMDGコード4.2.5.2.6に規定する「T75」の要件に適合するもの

（ii）　（i）の表の各欄にあっては、次に定めるとおりとする。

1)　「T1からT22」の表中において、タンク外板の最小板厚（基準鋼）の欄が「-」のポータブルタンクの外板の最小板厚（基準鋼）は、次に定めるとおりとする。

①　直径1.8m以下のポータブルタンクについては、5mmとする。

②　直径1.8mを超えるポータブルタンクについては、6mmとする。ただし、容器等級がⅡ又はⅢの粉状又は粒状固体物質のものを収納するポータブルタンクについては、5mmとすることができる。

2)　「T1からT22」、「T23」及び「T50」の表中において、圧力安全装置の種類の欄は、次に定めるとおりとする。

①　「N」は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類がばね式圧力安全弁（IMOタンク及びUNタンクの欄に掲げる記号がT1からT22までのポータブルタンクであって、容積が1,900L未満の容器又は区画室は、ばね式圧力安全弁又は破裂板）であるポータブルタンクを示す。

②　「NF」は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類が破裂板を直列に設けたばね式圧力安全弁であるポータブルタンクを示す。

③　容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類がばね式圧力安全弁（容積が1,900L未満の容器又は区画室にあっては、ばね式圧力安全弁又は破裂板）であるポータブルタンクに収納して運送することができる危険物は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類が破裂板を直列に設けたばね式圧力安全弁であるポータブルタンクに収納して運送することができる。

④　T23に係る圧力安全装置については、IMDGコード4.2.13.1に規定するところによる。

3)　「T1からT22」及び「T50」の表中において、底部開口の欄は、次に定めるとおりとする。

①　「A」は、底部開口が設けられているポータブルタンクを示す。タンクの欄に掲げる記号がT1からT22までのポータブルタンクにあっては、底部開口には互いに独立な二重の閉鎖装置を有していなければならない。

②　「B」は、互いに独立な三重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンクを示す。

③　「C」は、底部開口が設けられていないポータブルタンクを示す。ただし、通常の運送状態における温度において固体である危険物は、①の要件に適合する底部開口が設けられているポータブルタンクに収納して運送することができる。

④　互いに独立な二重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンクに収納して運送することができる危険物は、互いに独立な二重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンク又は底部開口が設けられていないポータブルタンクに収納して運送することができる。

⑤　互いに独立な三重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンクに収納して運送することができる危険物は、底部開口が設けられていないポータブルタンクに収納して運送することができる。

4)　「T50」の表中において、ポータブルタンクの内容積に対する常温液化ガス及び加圧された化学薬品の最大質量の割合の最大値の欄が「*」となっているものは、次に定めるとおりとする。

①　危険物を充てんしている場合にあっては、設計温度範囲内でなければならない。

②　ポータブルタンクの内容積に対する常温液化ガス及び加圧された化学薬品の最大質量の割合（kg／L）は、50℃における常温液化ガス及び加圧された化学薬品の密度に0.95を乗じた値以下とする。また、タンクは、60℃において液体満載の状態としてはならない。

5)　「T50」の表中において、肩文字「C」が付されている国連番号3500、3501、3502、3503、3504及び3505については、充填度を最大充填率とみなす。

（iii）　次の表の第1欄のポータブルタンクに代えて、第2欄のポータブルタンクを用いることができる。

T1	T2、T3、T4、T5、T6、T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T2	T4、T5、T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T3	T4、T5、T6、T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T4	T5、T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T5	T10、T14、T19、T20、T22
T6	T7、T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T7	T8、T9、T10、T11、T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T8	T9、T10、T13、T14、T19、T20、T21、T22
T9	T10、T13、T14、T19、T20、T21、T22
T10	T14、T19、T20、T22
T11	T12、T13、T14、T15、T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T12	T14、T16、T18、T19、T20、T22
T13	T14、T19、T20、T21、T22
T14	T19、T20、T22
T15	T16、T17、T18、T19、T20、T21、T22
T16	T18、T19、T20、T22
T17	T18、T19、T20、T21、T22
T18	T19、T20、T22
T19	T20、T22
T20	T22
T21	T22

（iv）　高温状態の危険物を収納して運送する場合のポータブルタンクは、次に定める要件を満たさなければならない。

①　容器の設計、材料の選択、断熱材、付属物及び備品は、充てん、排出又は運送中の最高温度及び運送される物質に適したものであること。

②　最大許容使用圧力を計算するときに、65℃を超える場合には、充てん、排出又は運送中の最高温度を使用すること。また、最小試験圧力は、本表の最小試験圧力の欄に掲げる圧力を下回ってはならない。

③　タンク外板又は断熱材の外表面の温度は、運送中70℃を超えないこと。

④　内部加熱装置の加熱部の表面温度又はタンク外板部の温度（外部加熱装置の場合）は、運送される物質の自然発火温度の80％を超えないこと。また、内部加熱装置は、内部加熱部が完全に没しない限り加熱されるものであってはならない。

⑤　電気加熱装置が当該容器の内部に設置される場合、100mA未満の開放電流で作動する漏電回路ブレーカーを取り付けること。

⑥　当該容器に備え付けられた電気スイッチは、容器内部に直接接してはならず、その保護構造はIEC144又はIEC529のIP56又はこれと同等以上のものであること。

⑦　底部開口の閉鎖装置は全て外部に備え付けることができる。

（v）　平成22年12月31日までに製造されたポータブルタンク（T50及びT75を除く。）であって、7,500リットル以下の区画に区分されたものは、規則第113条の規定による容器検査を受けるときまでに第25条の6第7号の規定により表示する第7号様式の表示中「Tank water capacity at 20℃」及び「Water capacity of compartment at 20℃」の欄の右側に記号Sを追加すること。

（vi）　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意　　義
TP1	第8条第3項第3号ロの基準に適合すること。
TP2	第8条第3項第3号イの基準に適合すること。